

介護保険における居宅療養管理指導についての説明書

当院が行う「訪問歯科診療」は、ご自宅やご施設で入れ歯の修理・虫歯の治療、根の治療、抜歯等、その他外来同様の歯科治療を受けて頂くことが出来ます。

しかし、当院が訪問診療で行うことはこのような「治療」のみではございません。訪問歯科診療の本来の目的は、療養生活を送っておられる皆様がより良い幸福な日常生活を過ごして頂くことにあります 具体的には・・・

1. おいしく楽しく食事がとれる

2. みんなと楽しく会話ができる

3. 毎日を笑顔で過ごすことができる

そのために、当院では医学的計画の下、お口の中の健康管理に必要な指導、及び口腔ケアを継続的に行なっています。また適切なケアプラン作成に役立てて頂けるよう、ケアマネージャーとも治療経過の情報連携を行います。

これらを、介護サービスにおける「居宅療養管理指導」と呼びます。

お口の健康状態は全身の健康にも大きな影響を及ぼします。

当院では、「居宅療養管理指導」を行うことで、虫歯・歯周病、また誤嚥性肺炎の予防に努め、充実した療養生活を送って頂けるよう支援いたします。

またこの居宅療養管理指導は介護保険の適用になっており、医療保険の負担金とは別に以下の金額をご負担頂きます。

【1人のみの診療】

※1 割負担の方の場合

歯科医師による居宅管理指導
517 単位 (517 円) / 月 2 回

歯科衛生士による居宅管理指導
362 単位 (362 円) / 月 4 回

(※月の上限は合計で 2482 単位 (円))

【同一建物内の複数診療】

※1 割負担の方の場合

歯科医師による居宅管理指導
441～487 単位 (441～487 円) / 月 2 回

歯科衛生士による居宅管理指導
295～326 単位 (295～326 円) / 月 4 回

(※月の上限は合計で 2278 単位 (円))

※尚、居宅療養管理指導は代替性のないサービスであり、ケアマネージャーが立案するケアプランの単位数に含まれないため、介護区分による給付限度額に影響致しません。